

「科目責任者」に関する申合せについて

平成 8年10月 2日 第6回臨時教務委員会
改正 平成13年 8月29日
改正 平成13年10月10日
改正 平成19年 2月14日
改正 平成25年12月18日

複数の教員（非常勤講師を含む。）が担当する授業科目については、授業の円滑な実施に資するため、次により授業の遂行責任者（以下「科目責任者」という。）を定める。

- 1 「科目責任者」は、当該授業科目を担当する教員（非常勤講師を含む。）のうち本学の専任教員の中から選任し、原則として教授、准教授、講師、助教の順に就任するものとする。
- 2 複数の非常勤講師のみが担当する授業科目については、当該授業科目を担当する非常勤講師の中から「科目責任者」を選任することができるものとする。この場合においては、本学の専任教員の中から「連絡教員」を定めなければならないものとする。
- 3 「科目責任者」は、授業を円滑に実施できるよう、関係教員との調整をおこなうものとする。
- 4 「科目責任者」は、授業計画の策定・実施、試験、成績評価など授業の遂行に責任をもってあたるものとする。
- 5 「科目責任者」に事故あるときは、速やかに後任者を決定するものとする。ただし、この間においては、専任教員の場合は所属する学科、センター又は専攻科の長が、非常勤講師の場合は学務委員長が指名する学科、センター又は専攻科の長がその任を代行するものとする。